2026 年 6 月 1 日現在

商品名	ひめしん年金定期預金（新規受付終了） 自由金利型定期預金（Ｍ型）＜単利型・半年複利型＞

販売対象	・2026年5月31日までに「ひめしん年金定期預金」を預入（継続）され、当金庫で公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金・労災年金)をお受け取りいただいている方 ※2022年3月31日までに企業年金・国民年金基金・確定拠出年金でご契約の年金定期については、継続日における年金定期の金利が適用されます。 ※年金振込口座のある店舗でのみ預入可能です。
期間	・既存預入（定型方式1年・定型方式3年）の自動継続(元加・利払)式のみの取扱いとなります。 ※2021年3月31日に「定型方式3年」の新規（増額）受付は終了しました。 ※2026年5月29日に「定型方式1年」の新規（増額）受付は終了しました。
預入(受入) **(1) 預入(受入)方法** **(2) 預入金額** **(3) 預入単位**	 ・一括預入 ・各期間それぞれ1,000円以上500万円以内（お一人様） ・１円単位
払戻(支払)方法	・満期日以後に一括して支払います。
利息 **(1) 適用金利** **(2) 利払方法(頻度)** **(3) 計算方法**	 ・固定金利（預入時の利率（年利回り）を満期日まで適用します。） １年（単利型）店頭表示金利（スーパー定期１年もの）＋ ０．１５０％ ３年（半年複利型）店頭表示金利（スーパー定期３年もの）＋ ０．１５０％ ※既存預入分のみそのまま自動継続の取扱いができ、継続日における上記の金利を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円とした１年を365日とする日割計算
商品コード	・１年「１１６」 ／ ３年「１１７」
取扱期間	・新規受付は終了しました。 ※金利情勢等により内容変更またはお取扱いを中止させていただくことがあります。
税金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2013(平成25)年1月1日から2037(令和19)年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※マル優の取扱いができます。
特約事項 **（※付加できない事項）**	・10万円以上(１年据置後)の定期預金は、一部解約の取扱いができます。 ※総合口座の取扱いはできません。
中途解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じて計算した中途解約利息とともに支払います。 １．預入期間が６か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ２．預入期間が６か月以上１年未満の場合 預入日時点における６か月ものスーパー定期基準利率 ３．預入期間が１年以上２年未満の場合 預入日時点における１年ものスーパー定期基準利率 ４．預入期間が２年以上３年未満の場合 預入日時点における２年ものスーパー定期基準利率
金利情報の入手方法	・当金庫ホームページ、店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

姫路信用金庫

苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客さまセンターにお申し出ください。 〇お客さまセンター（ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ:0120-307-860　平日9時～17時） ・紛争解決措置 仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さまセンターまたは全国しんきん相談所にお申し出ください。 〇全国しんきん相談所（電話:03-3517-5825　9時～17時） また、お客さまから下記弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 〇兵庫県弁護士会　（電話:078-341-8227） 〇東京弁護士会　（電話:03-3581-0031） 〇第一東京弁護士会　（電話:03-3595-8588） 〇第二東京弁護士会　（電話:03-3581-2249） なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、下記方法によるご利用も可能です。 ①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停） ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停） 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さまセンターもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となるべき事項	・自動継続停止後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・年金定期預金の預入期間中は継続して当金庫で年金を受け取りいただくことが条件となります。 ・預入期間中に当金庫で年金のお受け取りがなされない場合、自動継続は停止します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）